

貴重品運搬警備業務重要事項説明書

(警備業法第19条第1項、同法施行規則第33条第3号)

宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番1号

同和警備株式会社
代表取締役 高橋 宏知

TEL 022-222-5455 FAX 022-711-5362

契約を締結しようとする本警備契約の概要は、次の表のとおりです。

No	項目	内容
1	警備業務を行う日及び期間	契約内容に応じて警備業務を実施するまでに決定します。
2	警備業務を行う時間帯	契約内容に応じて警備業務を実施するまでに決定します。
3	警備業務を行う路程	運搬経路・安全運行を考慮し警備業務をお実施するまでに決定します。
4	警備業務に従事させる警備員の人数及び担当業務	警備員の人数: 1コース当たり、1車両につき2名 (基本) 担当業務: 貴重品の運搬業務及び受渡しと受取り業務
5	運搬されることとなる警備業務の対象とするもの	①現金 ②有価証券 ③株券 ④その他()
6	警備業務に従事させる警備員が有する知識及び技能	所定の知識及び技能を有する警備員とします。(1名は検定合格者)(警備業法に定められた教育実施)
7	警備業務に従事させる警備員が用いる服装	宮城県公安委員会に届け出ている弊社の制服を使用します。
8	警備業務を実施するために使用する機器又は各種資機材	1. 無線機 2. 警棒 3. 防刃・防弾チョッキ 4. 警戒杖 5. GPS 6. 懐中電灯 7. 楯 8. その他の機器等()
9	2台以上の車両を使用して警備業務を行うときの、これらの車両の車列の編成	1コース1車両で行います。
10	運搬されることとなる現金、有価証券等、警備業務の対象とするものの管理に関する事項	専用トランク等の容器に入れ、車両金庫室に一時保管管理します。
11	運搬されることとなる現金、有価証券等、警備業務の対象とするものに係る盗難等の事故発生時の措置	盗難時の事故が発生した場合は、直ちに関係機関、緊急連絡先へ連絡するとともに、事案に即した必要な措置を講じます。
12	報告の方法、頻度及び時期その他の警備業務の依頼者への報告に関する事項	所定の通信方法によって、必要の都度、依頼者へ報告します。 なお、緊急時には、依頼者の提案する通信方法によって、所定の担当者に直ちに報告します。
13	警備料金・その他の費用	契約内容に応じて警備業務を実施するまでに決定します。
14	支払い時期及び方法	契約内容に応じて警備業務を実施するまでに決定します。
15	警備業務の再委託に関する事項	この警備業務は、弊社が行い、下請け等再委託は行いません。
16	免責に関する事項	①お客様もしくはお客様の指定する者が施錠並びに外装異常のないことを確認してから、弊社から現金・有価証券の引渡しを受けたとき ②天災地変による不可抗力の損害 ③暴動、政治的又は社会的騒乱、その他類似の事変による不可抗力の損害 ④交通の渋滞などによる遅延損害
17	損害賠償の範囲、損害賠償額その他損害賠償に関する事項	賠償する金額は、警備輸送車については1車両1輸送につき10億円を限度とします。
18	契約の更新に関する事項	契約期間満了3ヶ月前までに終了の意思表示がない場合は、1年ごとの自動更新としその後も同様とします。
19	契約の変更に関する事項	変更する3ヶ月前までに、相互が、その理由を記した文章を提示して行うものとします。
20	契約の解除に関する事項	解除する3ヶ月前までに、相互が、その理由を記した文章を掲示して行うものとします。 お客様の理由による契約解除の場合は契約期間内(更新期間を含む)の既存の請求権は消滅しません。 お客様側が暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき、もしくは、暴力、脅迫その他の不当な手段を用いて要求行為を行った場合は、一切の損害賠償業務を負担しません。
21	警備業務に係る苦情を受けるための窓口	各拠点が対応します。
22	これらのほか特約があるときは、その内容	契約内容に応じて警備業務を実施するまでに決定します。
23	契約の締結年月日	契約締結時に記入します。

※ 上記警備業務について契約に至るまでの見積提出(契約前)から契約書取交し(契約時)の内容説明の概要を表示しております。
 ※ 本書に記載のない事項については見積書及び契約書において別途記載、ご説明させていただきますが、基本の共通する内容となります。
 ※ 書面交付の代わりに、こちらのホームページにて表示し提出に代えさせていただきます。